



か。

私学・法人課長

基本的には国の二次補正に対応したものであるが、さらに長引く、必要な経費が出てくるといった場合には国と相談しながら検討していく。

吉田英策委員

議案第9号の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、1人4,000円の特殊勤務手当であるが、これは令和2年2月1日に遡って適用され、緊急に行われた措置に係る作業に従事した職員に支給するとのことである。具体的にどのような作業に従事した職員を対象とするのか。また、様々な部門で職員が対応していたが、漏れるようなことはないか。

人事課長

対象となる作業の具体的な内容については、人事委員会で定める規則で決めることになるが、軽症者の宿泊療養施設、具体名で述べると福島市のアパホテルやいわき市の東横インの施設内で作業に従事した職員や、保健所の保健師が感染者に接して行う疫学調査等が対象になる。漏れることのないよう徹底していく。

吉田英策委員

軽症者への接触や保健師の関係者への接触が対象とのことだが、それ以外の職員への対応は考えていないのか。搬送業務や清掃業務等なども思い浮かぶが、想定していないのか。

人事課長

想定していない。

橋本徹委員

新型コロナウイルス感染症対策に関し、敬意と感謝を述べる。

私立学校費について、新型コロナウイルス感染症対策に関するとのことだが、具体的にどのような対策を行うのか。

私学・法人課長

総3ページに沿って説明する。

1については総務課長からの説明もあったが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって臨時休校した学校が補習授業等を行う場合に、教員の負担を減らすため、補助者である学習指導員を雇用する経費である。学習指導員は授業実施以外の採点や授業準備のサポート等を行う職員である。

2については幼稚園に対する補助であり、一次補正でも説明したが1園当たり50万円を追加する形で、マスクや消毒液等の感染症対策、感染防止対策のための研修費用、保護者への連絡費用等に使えるものである。

3については、小・中学校、高校が再開する際の保健衛生用品や非接触型の体温計、サーモグラフィ、サーキュレーター等を整備するための費用である。

4については、専修学校で遠隔授業を行うために必要となるパソコン等や学校内のWi-Fi環境を整備するための費用である。

橋本徹委員

3は規模に応じて100~300万円とのことだが、これは公立の小中高校と同額であり、同じものと考えてよいか。教育委員会の所管かもしれないが答弁願う。

財政課長

委員指摘のとおり、国の制度の要綱に基づき県立学校も同様の単価で積算している。

椎根健雄委員

新型コロナウイルス感染症対策への取組に感謝する。

新型コロナウイルス感染症対策について、国の第一次、第二次補正や県単独事業を専決で行いながら取り組んでいるが、

この予算総額はどれくらいか。

財政課長

新型コロナウイルス感染症対策関連予算総額については、一番最初は年度をまたぐが、令和元年度の8号補正で追加提案したものがスタートであり、その後9号の専決、先日の5月の補正予算、さらには休業要請に関する協力金等のための2号補正、今回の6月補正予算で5回にわたる補正を編成しており、補正予算総額は947億円となる。

椎根健雄委員

947億円の各部局への割り振りを聞く。

財政課長

部局ごとの割り振りは手元になく答弁できない。

古市三久委員

総務部は新型インフルエンザの行動計画ではどのような役割になっているのか。計画の中には知事直轄とあるが、その部分はどこが担当するのか。

総務課長

承知のとおり対策本部を設置して対策に当たっているが、対策本部が立ち上がると対策本部の事務局があり、その下に各部各班の形で、基本的には県庁の組織がそのまま、総務部であれば総務班として位置づけられる。そのため、知事公室関係についてはそれぞれ担当業務があり、例えば広報課であれば総務班としての広報の総括と位置づけている。各課の役割が前もって決まっている。

古市三久委員

行動計画を読んだが、これは2012年頃に作成されており、その後機構改革や組織改革で部局が変わっているため、それに併せて改定する必要があるのではないか。

総務課長

新型インフルエンザ対策本部については保健福祉部の所掌であるが、今回の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、保健福祉部で現在の体制を見直しながら対応に当たっている。

古市三久委員

どのようなところを見直したのか。

総務課長

当時の対策本部の事務分掌と現在の事務分掌を比較すると、どこがどう変わったのか分かる。県庁の組織のとおり変わっている。

古市三久委員

資料を見ないと分からないとのことか。

総務課長

申し訳ないが、手元に資料がない。

古市三久委員

2009年の新型インフルエンザがあってこの行動計画ができたのだが、県として新型インフルエンザの総括や検証の報告書は作成したのか。

総務課長

申し訳ないが、私は承知していない。

古市三久委員

承知していないとのことではだめだと思う。2009年の本県の感染者数は2万人程度か、それほど多くはなかったためか対策本部も立ち上げていなかったと思う。そのため、どのようなことをやったのかよく分からなかったのだと思う。この

所管は保健福祉部だと思うが、対策本部は全庁的に対応するため、その意味では共通の認識を持って対策本部を立ち上げ、新型コロナウイルス感染症対策に取り組む必要があると思う。

今回の新型コロナウイルス感染症の検証や総括の報告を作成するのは分からないが、残すことが必要だと思うため対応を願うが、どうか。

総務部長

委員指摘の対策本部については、インフルエンザに対しては従来から対策本部の形で組織があった。それを踏まえ、新型コロナウイルス対策本部を新たに立ち上げたところであるが、下敷きになっているのはインフルエンザであり、その後機構改革等もあったためそれぞれの対応や部署を見直した経緯がある。さらに、対策本部を立ち上げた以上検証までフォローアップすべきとの指摘であるが、検証委員会等を立ち上げ、別途検証するといったことは、恐らく過去にはなかったと記憶している。ただ、目前で起きている事象に対しては本部員会議でその都度検討を加え、検証との振り返りにまではならないかもしれないが、今後の対策をどのように取ればよいのかについて、知事以下各部局の共通認識の下対応している。

古市三久委員

いつ終息するのは全く分からないが、いずれ終息した段階で次に備えてどのような対策が必要かを検証し、報告書等を残す必要があると思うため、しっかり対応願う。

2009年の新型インフルエンザの総括の中に地方の衛生研究所、PCR検査の体制強化があったが、これはどこもやってこなかったと思う。本県は2009年以降、PCR検査機器を増やしたり、予算をつけたことはあったか。

財政課長

2009年以降の予算措置については把握していないため、申し訳ないが答弁できない。

今回の新型コロナウイルス感染症に関しては、予備費を使いながら新しい検査機器を入れるための予算を5,000万円ほど措置しており、現在配備中だと思うが、指摘のあった2009年以降のPCR検査機器については、申し訳ないが把握しておらず答弁できない。

古市三久委員

本県はPCR検査機器を増やしてこなかったし、予算もつけてこなかった。

衛生研究所にはウイルスと細菌のPCR検査機器が各1台あり、2018年頃に1台を原子力関連の補助金で交換したようである。保健福祉部から要求がないと財政課も予算をつけられないし、当時対策本部があったのかも分からないが、そのようなことについても共通認識を持ち、県民の安全・安心のためにPCR検査機器や検査人員を増やさなければならない。そのようなことも含めてやっていく必要があったと思うし、民間を含め、きちんとPCR検査ができる体制を、これは総務委員会の課題ではなく保健福祉部所管だと言うかもしれないが、本県の新型コロナウイルス感染症対策本部を立ち上げ、その中で共通認識を持つことが非常に大事だと思う。今後検証委員会等で次に向けた体制をしっかりと構築するよう願うが、どうか。

財政課長

検査機器の配備については保健福祉部とも共有し、限られた予算であるためどこを優先するかの検討は必要であるが、PCR検査機器の重要性も今回認識したことからきちんと対応していきたい。

古市三久委員

PCR検査等は保健福祉部に関連する問題だと思うが、総務部は県庁全体を統括する役割があるため、PCR検査の機器や検査体制などの新型コロナウイルス感染症への取組を十分に検証あるいは総括し、次に生かすよう願う。

吉田英策委員

新型コロナウイルス感染症関連の予算総額が947億円とのことであるが、国の地方創生臨時交付金、一次、二次が各都道府県に割り振られており、総額3兆円規模になるが、本県には幾ら割り当てられているのか。

財政課長

金額については、2度に分けて本県に配分されており、1回目が60億円であった。国の二次補正で2兆円の予算が通った後の配分額は138億円であり、県分としては合計198億円である。

吉田英策委員

これは県と県内の市町村にも配分されているが、総額を聞く。

財政課長

1回目は県分に60億円、市町村分に75億円であり、2回目は県分に138億円、市町村分に223億円で、合計は県分に198億円、市町村に298億円配分されている。

吉田英策委員

この交付金は県独自の裁量で使えるものか、または目的が決まっているのか。

財政課長

使途については、国から一定の例が示されているが、都道府県の柔軟な使い方を尊重するとのことであるため、県としては独自の取組も含めてこの交付金を使っていきたい。

吉田英策委員

先ほど私学の専修学校の遠隔授業については県単独での予算配分だと説明があったが、このようなところにも使えるのか。

財政課長

そのとおりである。

吉田英策委員

入札制度についてである。指名競争入札が試行されているが、それに基づく発注業務、受注件数と金額を聞く。

入札監理課長

今年度から3,000万円未満の小規模工事について新たに指名競争入札を導入し、6月15日現在で指名競争への参加を認定した企業は340者ほどである。電子閲覧・電子入札を行っている農林水産部、土木部が発注する工事が対象となる。現在、各出先機関で入札準備を行っている。

吉田英策委員

入札制度の改革では、2006年に談合が発覚したことにより条件付一般競争入札に移行した。それを今回の指名競争入札に変えたわけであるが、この経緯と当時の談合防止の観点指名競争入札にどのように生かされているのか聞く。

入札監理課長

当時の入札制度改革では、談合事件があったことにより、基本的には条件付一般競争入札、特に工事の品質確保の観点から総合評価方式を中心的に導入した。その後、総合評価では地元の業者が受注しにくい状況があったため、3,000万円未満の工事については一部ではあるが地域密着型で地元が受注できるような制度を創設した。その後内容を検証したところ、体力のある企業が多く受注していて固定化しており、それ以外の企業が受注できない状況が見受けられたため、できるだけ多くの企業が受注できるとの観点から、3,000万円未満の小規模工事については指名競争入札を導入する必要がある、また、業界団体等からも要望があったことを受け、このような経過に至ったものである。

吉田英策委員

県内事業者が入札制度に参加できて受注機会が増えることはよいことだと思う。現在340者を認定しているとのことだが、県内事業者の入札機会を増やす観点から、さらに募集する必要があると思うが、どうか。

入札監理課長

現在340者であり、電気設備や暖冷房衛生設備の工事ではまだ申請者数が少ないため、先般マスコミに認定状況を公表しさらなる上積みを図っている。受付は随時行っており、今後増えることを期待している。

吉田英策委員

県内の中小事業者が参加できる条件になっているか。

入札監理課長

基本的には地元において災害対応や維持補修、地元のインフラに貢献した実績のあるところ、または災害協定等で名簿に登載されているような、災害の際は参加する意欲のある事業者であれば参加できる。

橋本徹委員

先ほど総務部長の説明にもあったが、県主催や県が関与したイベント、行事等を中止して減額補正した予算の総額は幾らか。

財政課長

減額はイベント等だけでなく、中止や執行が困難になった事業を県全体として計上しており、今回の補正予算では全24事業で1億1,700万円余りの減額である。大きなものとしては、イベントではないが教育庁の第13回日本アグーナリー支援事業という秋篠宮殿下のお成りでお成りである1,000万円を超える事業が延期となった。イベントのほかにも事務的な経費が不要になったものを含め、減額している。

橋本徹委員

県民連合としても、不要ではないが不急の事業について振り分け、新型コロナウイルス対策費に充てるよう2回にわたり知事に要望した。一般質問にもあったが、不急の事業を見直し新型コロナウイルス感染症対策をしっかりと行うよう願う。要望とする。

古市三久委員

幼稚園等に物資を支援するに当たって、なかなか手に入らず支援できなかったこともあったと思うが、どのような経過であったか。

私学・法人課長

令和元年度の3月にマスクや消毒液の予算を計上した際は、3月中に調達できず、それに代わる石けんや消毒液等を配付した。4月以降徐々に入り、子供用マスク、大人用マスクの配付が順次進んでいる。

古市三久委員

配付が進んでいるのはよいが、今後調達できないことは恐らくないとは思ものの、私学・法人課では備蓄についてどのように考えるか。

私学・法人課長

消毒液や小さな子供用マスク等も調達できるようになったため、現在のところ備蓄は考えていない。

古市三久委員

国内あるいは外国からマスクや消毒液等は調達できると考えているのか。

私学・法人課長

今後の状況がどのようになるか、世界的にも推移を見守っていかなければならないが、現在、業者に確認したところでは調達は可能とのことである。

古市三久委員

国にも学習能力があるため今後このようなことは起きないと思うが、新型インフルエンザ等対策特別措置法第50条によれば、自治体が国に様々な物資資材の供給を要請することが可能である。県としてそのような要請をしたことはあるか。

私学・法人課長

当課としては把握していない。

古市三久委員

私学・法人課から対策本部に働きかけ、国に要請することが必要だと思う。対策本部として物資及び資材の供給を国に

要請したのか。

総務部長

新型コロナウイルス感染症対策本部の事務局長は保健福祉部長であるため全てを承知しているわけではないが、全部局長が入る本部員会議が随時開催されており、その中での情報としては、不足するものについては国へ要請あるいは国からプッシュ型の形で支援を受けている。指摘の点については、本部に住民支援班等もあるため不足する物資等を国に要請しており、国から配分されたものは医療機関、福祉施設等に配分している。ただ、私学関係については、時期的に国に要請しても調達できなかつたため、各部局でしっかり対応するとの方針で当たったところである。

古市三久委員

部長の答弁は漠然としているが、例えば私学・法人課から要請があれば対策本部会議は国に要請すべきである。あるかどうかは別だが、そのような仕組みをきちんとしないとまずいと思う。この要請は保健福祉部が所管しているのか。

国に要望するとなればどこかが取りまとめるが、総務部や危機管理部が担当すべきではないか。各部が共有して取り組む仕組みがなければ対策本部も機能しないと思う。特措法第50条に定められているのだから、例えば私学・法人課でそのような問題が出たら、その要望を受け取り、国に要請して配付してもらい仕組みとすべきだと思うため、きちんと検証し、次にそのようなことが発生した場合に直ちに対応できるようにしてほしいが、どうか。

総務部長

指摘については、住民支援班等もあるため、不足する物資は当然国に要請し、国から配分されたものは医療機関等に配分している。今回の私学関係については、あの時期は国に要請しても入らなかつたため各部局でしっかり対応するとの方針であった。

古市三久委員

物資がない場合はやむを得ないが、各部あるいは県民の要望をきちんと受け止めて国に要請するよう、しっかり対応願う。

福利厚生室長に聞く。以前、マスク等を備蓄しているとの答弁があつたが、結果として備蓄は十分間に合ったのか、それとも足りなかつたのか。

福利厚生室長

備蓄については、現在まだ使用しておらず備蓄しているままである。今後、本部で使用についての決定があり次第、使用されることになる。

古市三久委員

職員に配付しなくても間に合ったとのことであるが、これは職員用として備蓄しているものか。それには手をつけず、十分間に合ったとの理解でよいか。

福利厚生室長

現時点においては、職員に配付しなくても間に合った。

古市三久委員

備蓄しているのはサージカルマスク等だと思うが、個人の防護服や今回のコロナ関連で不足したものがあつたかどうかを確認した上で、新たに備蓄していく考えはあるか。

福利厚生室長

防護服については、現在備蓄の予定はない。

古市三久委員

どのような職員が防護服を着用するのかは分からないが、4,000円の危険手当を新設しており、この手当が新設されたのは県職員が危険な仕事に従事するとの意味である。そのため、それに見合った防護服やマスク等の様々な体制を併せて講じないと、手当はつけたが身を守る対策は不十分となる。先ほどのPCR検査機器の件も含め、職員が仕事に携わると

きの安全性を考えていく必要もあると思う。職員の安全を守っていかなければならないと思うが、どうか。

福利厚生室長

委員の指摘は大切なことであるが、県内感染期において職員が業務を問題なく遂行するためのマスクや消毒液等の備蓄をしており、個別の業務で必要なものについては、それぞれの業務に付随するため、担当部局で準備するものと考えている。

古市三久委員

備蓄品は全く使わなかったのか。

福利厚生室長

県内感染期にはなっていないため、備蓄品はいずれも使用していない。

古市三久委員

備蓄品を使わなかったということは、その都度購入していたのか。

福利厚生室長

それぞれの所属で準備したものと考えている。福利厚生室で備蓄しているのは、あくまでも県内感染期に対応するためのものである。

古市三久委員

感染期の概念については様々な意見があると思うが、感染期についてどのような認識か。

福利厚生室長

県内感染期とは、患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態とのことであり、新型コロナウイルス感染症対策本部で決定する。

古市三久委員

対策本部がそのように確認した場合がパンデミックとのことである。そうでない場合は、その都度各課で対応するとのことか。

福利厚生室長

現在まだ県内感染期との決定が下されていないため、各所属で対応している。県内感染期となれば備蓄品を使用することになる。

古市三久委員

それは職員用であり、備蓄したものを使わなくても十分間に合ったとの理解でよいか。

福利厚生室長

そのとおりである。

古市三久委員

室長の答弁によれば、感染期ではないため備蓄物を使わなかった、職員の安全を確保するため各部で対応し、決定についてはしっかりと安全性を確保していくとのことだと思う。それを理解しないわけでないが、総務部として職員全体の安全や健康を確保することも非常に重要な課題だと思う。今回の問題をしっかりと受け止め、必要な物資は備蓄するようよく検討し、今後不足のないよう取り組むことを願う。

## ( 7月 2日 (木) 監査委員事務局)

吉田英策委員

定期監査は、199機関を対象に実施し、その中の67機関に対して改善を行ったとのことである。様々なものが指摘されたと思うが、改善事項についてどのように推移し、どのような指導がされているのか聞く。

#### 普通会計監査課長

これまでの誤りを見ると、契約事務関係では契約時、特に入札関係の事務が複雑で毎年改正等があるため、なかなか内容が周知されないことがある。昨年度は、複数箇所をまとめて発注した場合には積算方法が変わるが、建設事務所等でその情報が十分に周知されておらず積算誤りとなり、結果的に落札予定者が変わった事例があった。

各部署での情報伝達が十分でなかった事例が多く、歳入や支出関係の誤りもあるものの多くは情報伝達不足であること、若い職員が増えており研修等が十分でないこと、またチェックする管理職の知識不足も見受けられるため、処理結果報告等の提出を求め特にそれらの点が是正改善されるよう努めている。

#### 吉田英策委員

様々な職員研修を行うとの話を毎回聞くが、なかなか減らないようである。県民の税金を扱うため大きなミスは許されない。改善方法をしっかりするよう願うが、どうか。

#### 普通会計監査課長

今年度から内部統制制度が導入される。税務事務に関するリスクを洗い出し、対応策を立てることでより効率的に事務執行するものである。各事務所において四半期ごとにチェックシートで確認する。内部統制制度が十分活用されれば、今後はかなり改善されるものと考えている。

ただ、今年度からの導入で説明会も7月実施予定であるため十分に周知されるか注目しており、内部統制制度が十分に周知され機能するよう注視していく。

( 7月 3日 (金) 人事委員会事務局)

#### 吉田英策委員

局長説明で人事院勧告が遅れるとのことだが、遅れた場合に職員の給与への影響はあるのか。

#### 採用給与課長

局長説明のとおり今週月曜日から調査を始めたところであり、一部の調査を先行して行っているが、それ以外の調査がどうなるかは未定であるため、勧告の遅れの度合いも含め人事院と調整しながら進めていく。

これまでで一番遅かった勧告は東日本大震災があった平成23年で、例年8月上旬の人事院勧告が9月30日、例年10月上旬の本県の勧告が10月28日で1か月程度遅れた。今後の情勢次第である。

#### 吉田英策委員

どれだけ遅れるか分からないとのことだが、来年度の給与に対しては、今のところそれほど大きな影響はないと考えているのか。

#### 採用給与課長

勧告の内容は調査結果によるため、影響の有無も含めて調査結果次第である。

#### 橋本徹委員

技術系職員の受験者確保が厳しいことは承知しているが、今回確保に努めた結果はどうであったか。

#### 採用給与課長

技術系職員の確保のため第1次試験を東京会場でも実施し、より受験しやすくしたが、技術系の受験者は145名で昨年度の178名と比較すると残念ながら減少している。

一番大きな要因は、福祉の採用予定者数が昨年10名から今年4名と大きく減ったことにより受験者も14名減ってしまったことである。コロナ禍にあっても民間企業では技術系職員の確保に努めているため、全体として厳しい状況と分析している。技術系については、今年から福島会場だけでなく東京会場でも受験できるようにしており、何年か続けることにより受験者への周知も図れるため、引き続きより受験しやすい対策を講じていく。

#### 古市三久委員

より人物を重視する観点とは、今年初めての取組か。どのような内容か。

採用給与課長

人物重視とは、県職員の不祥事があったこともあり、これまでは2次試験の面接は集団討論と個別面接1回だったものを個別面接2回に増やし、これまで課長、次長クラスであった面接官を、1回目は主任主査クラスが行い直属の上司の目線で判断し、最終的に管理職が判断する2段階の面接として、より人物重視の対応としたところである。

古市三久委員

平成29年度からの実施でまだ3年程度であり、結果は数年たたなければ分からないと思うが、そのような面接の効果や検証についてどのように考えるか。

採用給与課長

委員指摘のとおりまだ3年程度、入庁から数えれば2年であるため、今後事例を積み重ね、任命権者とも連携を取りながら検証を進めていく。

古市三久委員

不祥事はどこにでもあり、なくすことは難しい。それを前提に県民に不利益が生じないような採用を願う。

民間給与実態調査について、病院は調査対象にしないとのことだが、毎年の調査数と減少数を聞く。

採用給与課長

民間給与実態調査の母数について、今年は病院を除く786事業所の中から175事業所を抽出している。病院を入れると母数はプラス81となる。例年であれば81の病院から7程度が抽出されている。

古市三久委員

新型コロナウイルス感染症の影響であるため理解できないこともないが、厳しい状況で働く人々について調査することも非常に大事だと思うため、何か別の方法があるかは分からないし、人事院勧告に間に合わないとの問題もあるとはいえ、調査の履歴を残していく必要があると思う。やり方を含めて検討を願う。要望とする。

## ( 7月 3日 (金) 危機管理部)

吉田英策委員

危2ページの消防防災ヘリコプターの修理に係る予算が1億4,300万円とのことであるが、郡山市の林野火災での故障で乗員にけががなかったことは不幸中の幸いであった。報道で部品メーカーが海外にあるため今年いっぱいには運用は不可能ではないかとの記事を見たが、修理はいつまでかかるのか。状況を聞く。

災害対策課長

昨年導入した消防防災ヘリ「ふくしま」はイタリアの会社の製品であるが、ヘリのテールブームのFRP強化プラスチック製の骨格にひびが入った状態である。これまで修理方法を協議し、テール部分の部品を丸ごと取り替えるとして調整を進めており、そのための経費を今回計上している。

テールブームの部品は国内では作れず、海外のヘリメーカーで作ったものを日本に持ってくるが、修理できる工場は栃木県と愛知県にしかないため、そちらに機体を運び修理する。修理後は年に一度の耐空検査期間に入るため、機体全体を検査し飛べるようにする工程を見込んでいる。工期については、海外とのやり取りでなかなか見通せない部分はあるが、来年4月に運航開始できるよう調整を進めている。

吉田英策委員

このようなことがあると海外メーカーへの発注がよかったのだろうかと思う。運航できないとなると様々なところに支障を来すため、部品メーカーについて、国内ですぐに調達や修理ができるよう検討すべきと思うが、どうか。

災害対策課長

防災ヘリとして使えるようなヘリは国内では川崎重工株式会社しか作っていないが、海外製に比べるとパワーが不足している。

そのため、新しいヘリを導入するに当たっては幅広く公告し契約したが、入札に参加した2社は、今回導入したイタリアのレオナルド社、もう1社がアメリカのベル社で、全国的にも防災ヘリの機体は海外製が使われている。

橋本徹委員

吉田委員の関連で質問するが、1億4,000万円を超える修理代は大変高額である。消防防災ヘリの購入額は幾らか。

災害対策課長

昨年に導入したもので、記憶では16～18億円で入札によりかなり安くなっていったと思う。

橋本徹委員

購入額からすれば1億4,000万円強は修理に見合う額かと納得はするが、事故原因はいつ頃明らかになる見通しか。

災害対策課長

今回の事故については航空法の事故や重大インシデントにはならないとのことで、委託先の中日本航空株式会社と協力しながら航空局に事象を報告しているところである。

林野火災の消火の場合に水をどのように調達するかであるが、ヘリの下に消火タンクをつけ、そこに水を入れるための方法は2つあり、着陸して地元の消防隊から給水を受ける方法と、先端に電動ポンプがついたホースを消火タンクにつけ、ホバリングしながら電動ポンプで給水する方法がある。

今回は後者の方法を選択し、航空隊の基地である福島空港から給水ホースとポンプを積み込み、滝桜の臨時駐車場に着陸してホースとポンプを取り付けて三春ダムに給水に向かう予定であったが、飛び立つ時のスピードがメーカー推奨速度よりは遅かったものの結果として早過ぎ、勢いよく飛んで左旋回したため慣性がついてホースが巻き付きテールの左側面に当たってしまった事象である。メーカー基準の速度よりは遅かったが、実際の運用の中でそのような事象が生じたのが一番の原因である。

橋本徹委員

操縦士に過失はないとの理解でよいか。推奨速度より遅いスピードだったが、左に傾いたために慣性が働いて当たってしまったことは、操縦士の過失やミスとの判断はあるのか。

災害対策課長

過失等の認定については、説明のとおり事故調査が行われなため認知事実としての認定はない。

実はその前日に栃木県の林野火災の応援に行っており、飛行の際にホースがぶれる事象を確認していた。前日と事故日の乗員は異なるが、事象の共有がうまくなされていなかったことが運用上の問題としてあった。さらに後の機長のヒアリングによれば、夕暮れ近くであり、暗くなればヘリは飛べなくなるため早く消火作業をしなければと気が焦り、もともと焦りやすい性格であったこともありスピードを出し過ぎてしまったと本人が説明している。様々な要因が重なり合った結果と捉えている。

橋本徹委員

現在、消防防災ヘリがゼロの状況である。相互応援協定はあるが、本来であれば出動したであろう事象はあるか。

災害対策課長

他県のヘリへの応援要請は4件である。先日報道があったが、山で道に迷った4名が宮城県のヘリに救助された。また、南会津で釣り人が骨折して動けなくなり新潟県のヘリに出動してもらった等があった。

橋本徹委員

要望であるが、一日も早く本来の「ふくしま」が戻るよう願う。また、危機管理部の所管ではないかもしれないが、これから入山の機会が増えると思うため、なるべく他県へ要請せずに済むよう呼びかけ等を行うことや、操縦士らの情報共有、連携を密にして再発防止に取り組むよう願う。

古市三久委員

消防防災ヘリに保険は掛けていないのか。

災害対策課長

飛行機であるため航空保険を掛けている。

古市三久委員

事故で破損したことに対する保険からの補填は幾らか。

災害対策課長

保険会社とは事故当日からやり取りしているが、結論から説明すると、我々が選択した修理方法にかかる費用を支払った後、支払い内容について保険会社の基準で妥当性を査定し、一番合理的かつリーズナブルとして算定された額を保険金として受け取る。

古市三久委員

そのような制度の保険なのか。1億4,000万円超かかっているが、いずれ1億円とか7,000万円という算定された額が入ってくるのか。

災害対策課長

そのとおりである。

古市三久委員

保険会社はどこか。

災害対策課長

正確に思い出せず申し訳ないが、航空保険の金額は国の基準で決められており、どこの保険会社が見積もっても同じ金額になる。昨年はいじ引きで損保ホールディングスだったと思う。

古市三久委員

保険掛金は年間幾らか。

災害対策課長

申し訳ないが手元に資料がないため、後ほど報告したい。

古市三久委員

消防防災ヘリが消火活動するときにはそのような装置をつけることになるが、ホースは長いままなのか、自動的に下りていくのか、どのようになっているのか。

災害対策課長

収納できるものではないため、現場でぶら下げたものを隊員が支えながら上昇し、活動中はぶら下がったままである。

古市三久委員

短くなったり長くなったりするような仕組みのものはないのか。

災害対策課長

使っているもの以外は承知していない。

古市三久委員

事故原因を調査していないことはどうなのかと思う。再発防止の意味では原因をきちんと調査する必要があるのではないか。事故調査委員会かは別にしても、きちんと調査をした上でヘリや乗務員の安全を確保できる状態をつくる必要があると思うため、ぜひ原因の調査を願うが、どうか。

災害対策課長

説明不足であった。国土交通省の公共事故調査委員会の調査は行われませんが、県独自に調査し関係者にヒアリングした上で調査報告書をまとめ、航空局に提出している。

その中で、先ほど説明した一定のスピードが出ていたことや、機内には機長、整備士、航空隊員が乗務するが、互いが持つ知識を総合し声をかけ合いながら事故のないようにするとの隊員間のCRMの考え方について徹底が不足していたと認識している。スピードについてはホースにカメラがついており、ホースの挙動を確認しながら飛べるようになっていたため、その徹底によりスピードを出し過ぎないようにする。空飛ぶ機械であるため常にリスクがあり、互いに声をかけ合いリスクを最小限にする取組を隊員と委託先の機長、整備士に徹底させる。

古市三久委員

再発防止にしっかり取り組むよう願う。今回、操縦士等3人が乗務していたが、その保険も県で掛けていると思う。今回の事故は保険の対象とならなかったのか。

災害対策課長

先ほど説明した保険は任務遂行中の人身事故も対象としている。ただ、説明のとおり、今回は人身に関わるだけが等は一切なかった。

古市三久委員

けががなかったことは不幸中の幸いであった。事故報告書については後ほど見たいと思うが、人身事故などにならないようしっかりした対策を願う。

災害対策課長

報告書や保険料について、後ほど報告する。

小林昭一委員

様々な議論があったが、修理し再度飛べるようになるまで相当期間があるため、その間どのように対応するかが大切である。他県との協定等も十分利用し、様々な事件、事故に対応するようお願い、要望とする。

宮川政夫副委員長

福島第一原子力発電所のトリチウムを含む処理水について放出するか保管するかが話題になっているが、先日新聞にトリチウム自体の分離あるいは除去の研究が進められているとの記事があった。トリチウムを除去する機械がある等の情報は持っているか。

原子力安全対策課長

トリチウムの分離技術については、国の専門家の委員会であるタスクフォースにおいて海外も含めた実証試験を実施したとの経緯があるが、結果は、福島第一原子力発電所のALPS処理水に適用できる技術としては実用段階にはないとの結論が出されている。

また、本県に対してもメーカーから様々な技術提案等があるが、我々が判断するのではなく資源エネルギー庁に案内をしているため、詳しい情報は持ち合わせていない。

宮川政夫副委員長

ある会社からぜひトライしたいとの話があり、国に依頼したが取り扱ってもらえなかったため、チャンスを得ることが可能かどうかなど、危機管理部と国とでやり取りはできないか。

原子力安全対策課長

国のALPS小委員会の報告書において、現時点では実用化の技術はないとの結論であるが、新しい技術も順次出てくると思われるため注視していくとされている。そのため我々も提案を受けた段階で国につないでいきたい。

吉田英策委員

汚染水の問題について聞く。

宮川副委員長が質問した分離する技術について、情報は承知しているが実用化はされていないとの説明であった。私は汚染水をタンクで長期保管し、そうした技術が出てくるのを待ってもよいのではないかと考えている。県はこのような技術の信頼性や実用性をどのように見ているか。

原子力安全対策課長

分離技術については、国のトリチウム水タスクフォースでの議論、その後も時間の経過とともに新しい技術が研究段階や実験室段階レベルで報告されていることは承知している。国のALPS小委員会においてもそれらの技術も含めて現時点で実用化できるものはないとの結論になっている。

ALPS小委員会の報告書では、分離技術としては福島第一原子力発電所のALPS処理水よりも濃度が1万倍程度高く、かつ、処理量が数十、数百m<sup>3</sup>程度の技術は多くあるが、福島第一原子力発電所の処理水のトリチウム濃度及び量に対して実用化できるものは現時点ではないとの結論とされている。

我々としても新しい技術について関心を持って見ていく。

吉田英策委員

今、様々議論されている水蒸気大気放出や海洋放出、海洋放出する場合は東京電力が希釈して流す場合に30年程度かかると言われている。こうした分離技術の開発にどれだけかかるかは分からないが、この30年と比べても、こうした開発を支援し、待つことは必要ではないか。今日、明日に開発される技術は少なくとも長期的なスパンに立った見方をすべきではないか。

原子力安全対策課長

分離技術については、現在の技術では難しい部分があるとのことで今後に期待がかかるが、国の小委員会の報告書では今後そういった技術にも注目していくとの結論とされているため、我々としても同じ考えである。

吉田英策委員

分離技術もさることながら、私は海洋放出すべきではないとの立場で質問する。この委員会でも何度も議論しているが、処理水の中にトリチウム以外の物質も混在している。今後議論があると思うが、海洋放出が選択された場合、トリチウム以外の物質はどのようにするのか。

原子力安全対策課長

国の小委員会の議論で、取り扱う水にトリチウム以外のものが含まれているため、東京電力としては2次処理を行い、トリチウム以外の核種を国の基準以下に下げる対策を取ると聞いている。

国のALPS小委員会の報告書の対象としても、トリチウム以外の放射性物質が取り除かれた水の処理について最終的な報告書が出されていると認識している。

吉田英策委員

この間ALPSを通してそのような処理が行われて、それでもやはりトリチウム以外の核種が残ってしまうとのことだと思う。ALPSの機械では取り除けない物質はあると考えるか。

原子力安全対策課長

ALPSで処理した水にトリチウム以外の放射性物質が含まれるとのことだが、これまでの運用では、敷地境界への線量低減を図ること、フランジタンクというボルト締めで比較的漏えいの事故を起こしているタンクがあり、それらの漏えいのリスクを下げるため、処理性能よりも処理スピードを優先した運転方法になったことから、トリチウム以外の放射性物質が含まれていたとのことである。

しかし、2019年4月以降の処理として約12万m<sup>3</sup>ほどをALPSで処理しているが、その水については全て国が定める告示濃度、総和で1未満となっている。

吉田英策委員

当初はスピードを優先し、多少残ってもやむを得ないとの説明も受けた。そうであるなら、なぜタンクで処理している期間に東京電力は残った核種を処理しなかったのか本当に不思議だと思う。こうした議論になり、希釈して海洋に放出すれば万事終わりというように疑わざるを得ない。

なぜ、東京電力は今までトリチウム以外の核種を除去をしなかったのか、説明は受けているか。

原子力安全対策課長

ALPSによる処理については、2019年4月以降はきちんと処理できていると先ほど説明したが、それ以前はフランジタンクの汚染水の処理を優先しており2次的な処理は行われていないとのことである。

今後、今年度中には濃度の高い、トリチウム以外の放射性核種が残っている水を対象として2次処理を試験的に行うと聞いている。

鈴木智委員長

この際、先ほどの答弁に関し、災害対策課長より発言を求められているので、これを許す。

災害対策課長

午前中に質問のあった消防防災ヘリの購入経費であるが、18億5,600万円である。また保険料については2,480万円であり、保険会社は損害保険ジャパン日本興亜株式会社である。

吉田英策委員

なぜこれほど質問するかと言うと、国が今年8月に汚染水の処理について決定するためである。今、県内の20の自治体が慎重な取扱いを求める意見書または海洋放出に反対する意見書を採択している。明確に海洋放出に反対する、またはタンク保管を継続するとの意見書は15市町村で上がっている。その事実は把握しているか。

原子力安全対策課長

県内の市町村議会等から出されている意見書については承知している。

吉田英策委員

そうした意見書は6月定例会で急速に増えており、今後もこうした動きが活発になると思う。県民の多くの意見は海洋放出への反対を表明していると思えることができると思う。県議会でも慎重な取扱いを求める意見書を既に採択しており、県も海洋放出に反対し、タンク保管を継続するとの立場に立ってほしい。

部長説明に、知事は国に対し、トリチウムを含む汚染水についての正確な情報発信に取り組むよう求めるとある。当然正確な情報発信は必要であるが、東京電力は、簡単に言えばトリチウムは害はなく取り除くことは難しいとパンフレットを作って広報している。県はどのような立場で正確な情報発信を国に求めようとしているのか。

原子力安全対策課長

トリチウムに関する正確な情報発信については、例えばトリチウムは自然界でも発生して我々の環境中に広く存在していること、トリチウムが原子力発電によって発生しているものであること、危険性や安全性に関する情報が広く知られていないため、国の小委員会の報告書にあるように、国としても積極的な情報提供に取り組むことを求めたい。

吉田英策委員

私は人体に害がないとは思わない。トリチウム以外の核種も汚染水のタンクに含まれていることを考えれば、海洋放出が実害と風評の両面にわたり県民を苦しめることになり、県民への影響は本当に大きなものがあると思う。

そのため、県が正確な情報発信を求めるときには、やはり実害や風評被害があり、県民の多くが海洋放出に反対しているとの立場で求める必要があると思うが、どうか。

原子力安全対策課長

4月6日に国の意見を伺う場において、知事が、本県においては原発事故以降、風評被害が続いており県民を挙げてその解消に取り組んでいるが、本県の現状がよく理解されていないところがあり、加えて今回のトリチウムについても理解が進んでいない状況にあると述べたところである。

今般の市町村等の意見を伺っても、情報の不足や具体的な風評対策が不足しているためにそのような意見が出ていると認識しており、引き続き国に対して具体的な風評対策や情報発信を求めるとともに、関係者から幅広く意見を伺って慎重にトリチウム水の取扱いを検討するよう求めていく。

吉田英策委員

慎重だけでなく、県は実害、風評についてどのような影響が県民に及ぼされるのかをきちんと調べる必要があり、その上に立って国や東京電力に対してははっきりした情報発信を求めるべきと思う。

その意味では風評の影響を調べる必要があると思う。これは危機管理部だけでなく農林水産部や生活環境部にも及ぶと思うが、風評被害に対し、危機管理部として今後どのように取り組む考えか。

原子力安全対策課長

風評対策、風評問題については全庁にわたる問題であるため、今の時点で方針は持っていない。

吉田英策委員

影響についての調査は判断する上でも必要である。最終的な判断がどこの部署なのかということはあるが、国や東京電力に情報発信や様々な風評対策を求めるのであれば、風評対策、実害の県民に及ぼす影響を調査をする必要がある。要望とする。

古市三久委員

吉田委員に関連して質問する。

先日の知事答弁であるが、風評対策がしっかりしているかどうか不安を持つ方がいるため処理水の云々、もう一つは福島島の現状についての認識が不足していることに加え、トリチウムに関する科学的な性質などの正確な情報が広く伝わっていないとある。科学的な性質などの正確な情報が、と言っているが、汚染水に含まれているのはトリチウムだけではないため、この答弁は不十分だと思うが、どうか。

危機管理部長

トリチウム水の取扱いについては、国の小委員会でこれまで議論されており、トリチウムの処理水を取り扱うに当たっては、トリチウム以外の核種はきちんと処理をした上で取り扱うとの考え方に立っていると理解している。

そのため、我々としても、トリチウム以外の核種についてはきちんと処理をした上でトリチウム水をどう扱うべきなのかとの意味で、トリチウムについての科学的で正確な情報発信がまだ十分にされていないことについて意見を述べた。

古市三久委員

そのことについて議論する気はないが、部長答弁のとおりトリチウム以外にも含まれており、希望的観測として2次処理をしてトリチウム水にするのだと思う。しかし現状はそうはなっておらず、3割程度の汚染水はトリチウム水になっているかもしれないが、それ以外の7割は様々なものが含まれていることになっている。そのため、このような答弁は不十分だと思う。後ほど汚染水について議論するが、違った観点から質問する。

今、福島第一原子力発電所では東京電力が廃炉作業を行っているが、様々な廃炉作業の中で原子力規制庁から問題を指摘されている。最近指摘された問題について把握しているか。

原子力安全対策課長

最近原子力規制委員会から指摘されたのは、人的な面での不足によりトラブル等が発生しており、組織管理や体制を強化すべきではないかとの意見が出されたものと承知している。

古市三久委員

それに対して県はどのようなスタンスか。

原子力安全対策課長

県においても規制委員会の指摘は承知しており、東京電力から組織体制の見直しの考え方について、廃炉安全監視協議会及び現場の駐在職員により確認していく。

古市三久委員

具体的にどのような指摘か分かるか。それを廃炉安全監視協議会等でどのように議論すべきなのか、県民の安全・安心を守るためにどのようなことを東京電力に求めていくべきなのか、そのようなことは議論しているか。

原子力安全対策課長

先ほどの組織管理の問題については、今年度から福島第一原子力発電所の人数が東京からの異動等により強化されている。組織上は強化されているが実効性についてはこれから確認していく。

古市三久委員

そのようなことは聞いていない。具体的にどのようなことが問題として指摘されたのか、それに対し県はどのように議論しているかを聞いている。

原子力安全対策課長

国の組織に関する指摘については、昨年までに、例えば受電設備での地絡の問題や、3号機等での品質管理の問題、人の不足等による問題、放射線管理区域で現場確認ができていなかったといった問題が指摘されていると認識している。

我々としても檜葉町駐在の職員による現場等の確認は逐次行っているが、すぐに解決できる、またはほかにも問題がある可能性もあるため注意深く監視していく。

古市三久委員

一般的に言えば人がいなかった、注意力が足りなかったとのことになるが、4、5月の2か月間で規制庁からの指摘事項が4件ある。1つは実施計画変更認可申請における内容の不備について指摘されているが、分かるか。

原子力安全対策課長

実施計画の記載については、国への提出書類に関して東京電力で確認が漏れており、一部図面等に記載の誤りがあった問題だと認識している。

古市三久委員

ほかの3件は分かるか。

原子力安全対策課長

申し訳ないがすぐには思い出せない。個人線量計の不携帯の問題や、設備の点検、循環ポンプ等の点検で折損が起きたこと、そういったところで現場の確認が不十分な事案があったのではないかと指摘かと思う。

古市三久委員

一件一件県が確認しなければならないと言うつもりはないが、2か月間で4件も指摘されている。それについて県は問題意識を持って東京電力から話を聞き、問題点を明確にしなければならない。なおかつ、廃炉安全監視協議会なのか駐在員なのかは分からないが、しっかり確認させる必要がある。

先ほどの実施計画変更認可申請は、原因は古い認可版の図面を提出したためであり、東京電力では現状管理が全くなされていないとのことである。そのようなことで廃炉作業を行っていること自体が極めて問題だと思し、県民の安全・安心は確保されない。これは4月16日に原子力規制庁に提出したエリアフランジタンク解体に関する実施計画の変更認可申請において添付した概要図が古い図面だった。初歩的な問題である。

そのため、規制庁に任せておくのではなく、廃炉安全監視協議会や現場の駐在ももいるのだから、規制庁から指摘されたことを常に把握し対応していかなければならない。そのことが汚染水の問題にもつながっていく。

2つ目の問題は、発電所構内土捨場における資機材仮置き方法の不適切な取扱いについて指摘されている。この内容は分かるか。

原子力安全対策課長

申し訳ないが詳細には把握していない。檜葉町駐在等が確認している内容は、現場の置き場所の区画にきちんと表示がなされていない、期限が切れたものが置かれている事象と考えている。

古市三久委員

仮置き期間を超過していると原子力保安検査官より指摘を受けた。原子力保安室の検査官が指摘したからよかったが、指摘されなければずっとそのままである。

3つ目は、構内連続ダストモニター用仮置き資材におけるガソリン携行缶ほかの不適切な管理についてで、これは5月

の指摘であるが分かるか。

原子力安全対策課長

発電所構内におけるそれらの危険物等の管理については、ガソリン携行缶以外にも過去に複数のトラブルがあり、それらについては駐在職員が随時現場確認を行ってきているところであるが、そのガソリントankについては確認していたのか不明確である。

古市三久委員

保安検査官はかなり権限があると思うが、県の駐在職員に権限はあるのか。

原子力安全対策課長

檜葉町駐在の職員については、県と市町村、東京電力の間で締結している安全確保の協定に基づいて現場確認を実施している。

古市三久委員

現場の確認をどのように実施しているのかは後で教えてもらいたいですが、このような問題については、規制庁と東京電力に任せておくのではなく、県として認識し、解決したのか、何が問題だったのかを確認する必要がある。

また、瓦礫等の一時保管エリア西にある消火器ボックス扉前への不適切な工事用資材の仮置きについては把握しているか。

原子力安全対策課長

先ほどの資機材との関連もそうであるが、福島第一原子力発電所の中で、様々な資機材や物品等の現場置きについて、表示の誤りや期限切れで、物品とは違うものが置かれていた等である。ほかには飛散防止等の対策が十分でないとの案件も幾つかあり、我々も駐在職員も気にしながら現場をパトロールしたり、トラブル等の事案があった場合には現場の特定や確認を行っている。

古市三久委員

消火器ボックスの扉の前にフレコンバックが置かれ、消火器が使えない状態だと検査官に指摘された。検査官は規制庁の職員で、県の駐在職員には権限がないため指摘しづらいのかと思うが、規制庁の指摘や問題点を把握し、東京電力にしっかりと求めていかなければならない。そうでなければ、駐在職員を置く必要はない。これは東京電力の管理能力が問われる問題であるが、指摘を直すことでよくなることもあるため、保安検査官と県の役割をしっかりと行い県民の安全を守る役割を果たすよう願う。要望である。

ALPS汚染水の問題が世の中の大きな問題になっている。小委員会の報告に基づいてやっているが、今、高性能ALPSは稼働しているか。

原子力安全対策課長

ALPSについては、一般的に言われている名称として、既存、増設、高性能の3系統がある。現在、処理水量はALPS全体の処理能力に対して少ないため、通常運用されているものは既存と増設の2つと確認している。

古市三久委員

高性能ALPSが休止状態なのは処理する水が少ないためとの理解か。

原子力安全対策課長

既存と増設のALPSについては、科学的な処理と後段でフィルター等による吸着、イオン交換の処理を行っており、高性能は全てフィルター等で処理するが、維持管理等により既設と増設の運用が主体であると聞いている。

古市三久委員

全く稼働していないのか、少しは稼働しているのか。高性能は全ての核種が取れるのではないのか。なぜ高性能ALPSは稼働していないのか。

原子力安全対策課長

高性能ALPSについては、既設と増設のALPSと処理能力的には同じと聞いている。高性能ALPSは今ほぼ稼働していないと認識している。

古市三久委員

なぜ稼働しないのか。

原子力安全対策課長

処理すべき水の量に対し、能力的に既設と増設のALPSで処理ができているためと認識している。

古市三久委員

故障等ではなく、処理水の量が少ないために稼働していないとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

そのように認識している。

古市三久委員

次に、今、意見を伺う場で自治体の長や各団体の代表等が意見を述べているが、様々な見方があり、個人的な意見なのか、組織で議論をした上で最大公約数的な意見なのかははっきりしない形で意見が出されていると感じている。最終的に問題があったらそれは個人的な見解だと言うのではないかと思っている。

政府や自治体、団体の人たちは、風評被害を前面に出している方も多く、知事も風評被害を何とかしなければならぬとしている。

風評被害への対策はどうすればいいのか。風評対策は地元への対策費として考える話にもなってくる。つまり、風評対策として反対する地元の人のために金を配ると聞こえなくもない。これはあくまでも私の見解である。しかしながら、金を要求しているのかと受け止める人もいる。結局、全漁連、JA、消費者団体等の全国的な関係団体の協力が得られるかどうか最大の問題である。そのときにこの風評対策はどのようなになるのか、国がそういう人たちに対策費用を用意するのかわかるとは思えない。

そこで、県は「風評対策がしっかりと行われるかどうか不満を持つ方がおられることから、処理水の取扱いによって本県の農林水産業や観光に対し新たな風評を生じさせないように取り組むこと」と知事が答弁しているが、県としてはどのようなことを考えているのか。

原子力安全対策課長

風評被害対策については、それぞれの立場や産業において影響の度合いが複雑な形で発生していると思うが、やはり私は、一番の要因は情報が理解されないことによる不安で発生すると思う。

知事答弁は、県としては原発事故以降あらゆる産業、生活において風評が大きく影響しており、そこに対する県民の努力がある。トリチウムについて十分知られていない中ではさらなる風評が起こる。そのため、国と東京電力にしっかり情報発信や説明をしてほしいとの内容である。

古市三久委員

この答弁書は原子力安全対策課で書いたものである。今の答弁は、情報が理解されていないため理解させるようにしなければならない、情報とはトリチウムは安全であるためどこに流しても問題ないことを理解してもらうということだと思う。科学的に正確な情報が広く伝わっていないため、国がきちんと伝えるようにすべきとのことか。例えばどのようなことをすべきと考えているのか。

原子力安全対策課長

具体的な対策について、我々としても思うところはあるが、やはり国及び東京電力の責任において、トリチウムの処理、現在この構内に存在していることについてしっかり説明してもらいたいと考えている。

古市三久委員

分らなくはないが、県内各自治体や団体が海洋放出反対、慎重にすべきと発言している。県はそのような意見を聞いて

て情報分析した上で、国等に伝えなければならないのではないかと。国と東京電力に責任を持って取り組むよう求めるだけでは進まないと思う。地元の海に流すと言われていた。流してよいのか悪いのかははっきりしなければならない。県民がどのように考えているのか、どのようなところに不安を持っているのかをきちんと調査し、国や東京電力に具体的に伝えなければならないのではないかと。県民はこのようなことだから理解していない、トリチウムだけでなく様々な核種が入っているから不安を持っているとか、それらをALPSでどのように処理するのかとか、そういうことへの説明を国に求めなければならない。本当に県がトリチウム水を流してよいとの考えであるならば、抽象的なことではなく一歩前進して国に求めていかなければ駄目だと思う。トリチウムを流しては駄目なのであればまた別である。

しかし、今までの県の答弁を見れば、安全であれば流してよいと解釈できる。なおかつ風評対策とは何か。それは地元対策のことではないか。政府は地元に残りの予算をつけるのかと聞こえてしまう。そうではないはずである。

本県の安全・安心、県民の安全・安心を考えれば、何が問題なのかを国と東京電力にしっかりと行っていくことが大事なのではないか。国と具体的に議論した経過はあるのか。県民は何が問題であると考えているのか、理解を得るためには何を説明すればよいのかを具体的にしていかなければ、県としての役割を果たしているとは言えないと思う。もっと具体的に国に求めるべきと思うが、どうか。

危機管理部長

トリチウム水の課題については、先ほどの説明のとおり国の小委員会で議論され、報告書がまとまり、国で関係者からの意見を聞く場を設け、4月以降様々な意見を聞いている。

その中でも県の考え方はしっかりと伝えており、その場を通じて様々な意見が出されていると認識している。我々としては引き続き、幅広い関係者の意見を丁寧に聞き慎重に検討するよう伝えていく。

また、風評対策や情報発信の中身をどのように考えているかとの話があったが、風評対策についても具体的にどうするのかを国に求めており、引き続き求めていく。

古市三久委員

具体的な風評対策とは何を求めてきたのか。

危機管理部長

我々からこのような中身を出してほしいと求めているのではない。それはあくまでも国なり東京電力が、風評を生じさせないために具体的にどのような対策を考えているのかを求めている。

古市三久委員

慎重に問題を起こさないようにしてほしいとのことで、県として具体的な提案は全くないとのことか。県が原子力政策に関して一貫して言っているのは、国と東京電力がやったことであるから国と東京電力が責任を持つべきということである。汚染水についても同様である。しかし、そうであれば福島県は何なのか。原子力発電所を誘致し約40年間運転をして、3・11で事故が起き県民は未曾有の混乱に遭っている。そういうことに対し、県は真剣に考えなければならない。確かに国と東京電力の責任であるが、県は県民のために何をするのか。風評対策、トリチウムの科学的なことを県民に正確に説明するよう求めるだけで済む話ではない。風評対策は具体的にどうしてほしいのか、県で分からないのであれば県民や団体に意見を求めたらよいのではないかと。それを国に求めていくのが県の役割だと思うが、どうか。県が意見を聞く場を設けるべきではないか。

原子力安全対策課長

各関係団体等から出されている意見については、十分把握している。そういった声を国がどう判断し、今後の処理水の対応方針を決定していくのかについては、ALPS小委員会の提言においても国に責任があり、処理の対応方針を決めるに当たっては具体的な風評対策を国が示すべきとの提言がなされているため、各業界、各団体等で懸念している事項、具体的に風評対策を求める事項については、今回国が行っている関係者の意見を広く聞くとのことで対応していると考えている。

古市三久委員

これ以上言わないが、県は具体的な提案はせず、国と東京電力で対応するよう言い続けるとの姿勢は分かった。

次の質問だが、東京電力の検討素案は東京電力が独自でつくったとの理解か。

原子力安全対策課長

検討素案は東京電力が3月に示したものであるが、それは小委員会の報告を受けて、国が関係者から意見を聞くとの説明の中で、一つの例として水蒸気放出と海洋放出の2つについて、具体的なイメージを持たせる資料として作成したものと考えている。

古市三久委員

政府とは全く関係なく東京電力が作成したとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

作成者は東京電力であるが、それ以前に経済産業省からこういったものを作成するよう指示があったと認識している。

古市三久委員

これは東京電力が経済産業省から作成するよう言われ作成したものである。つまり国と東京電力と一緒に作成したものの理解でよいか。

原子力安全対策課長

国が今回の意見を聞く過程で、東京電力が作成した資料を国の説明会でも使用していると認識している。

古市三久委員

確認するが、経済産業省が東京電力につくるよう伝え、東京電力が作成したものでよいか。

原子力安全対策課長

そのとおりである。

古市三久委員

次に、トリチウム水について幾つか聞く。炭素14は、62核種に入っているか。

原子力安全対策課長

炭素14については、ALPSで処理する62の放射性物質に含まれていない。

古市三久委員

いわゆる汚染水は、トリチウム水と言われているものが約3割で、多くの核種が含まれているものが約7割との理解でよいか。

原子力安全対策課長

ALPSで処理した水については基準を満すものが約3割、超えているものが約7割と認識している。

古市三久委員

炭素14はその7割に入っているか。

原子力安全対策課長

炭素14については、ALPSで処理した水の水質を確認する過程でベータ線を放出する放射性物質の量を確認したところ、実際の測定値との差があったため、原因を調査した過程で炭素14が原因と確認されている。したがって現在のタンクの中に炭素14が含まれている処理水もあるが、炭素14が分布しているタンクについては今後調査されると考えている。

ただ、いずれにしても、炭素14の濃度から、国が定めた基準に対して少ない量との測定結果であるため、告示濃度全体を炭素14によって超えている認識はなく、先ほどの3割、7割との数字は炭素14の結果によって左右されるものではないと考えている。

古市三久委員

福島第一原子力発電所の境界線量は年間1mSv未満を達成すると説明があったが、液体廃棄物の排水に起因する実効線

量は年間でどのくらいか。

原子力安全対策課長

福島第一原子力発電所の敷地境界における年間の追加的な放射線量については、発電所内にある瓦礫等から直接出る放射線及び大気中へ放出される粒子等による影響、ほかには海等へ放出される排水による影響を合計したものであるが、そのうち液体部分については、全体1のうち0.22程度と考えている。

古市三久委員

0.22を維持しなければ1mSv/年にならないとのことである。0.22は地下水バイパスとサブドレン、地下水からくみ上げる汚染水で調整した濃度とのことではいか。

原子力安全対策課長

海への放出とのこと、地下水バイパス等でくみ上げた地下水等を排出するに当たり、放射性セシウム等の放射性物質の影響を引き算していったところ、トリチウム分として濃度的には1,500Bq/lが定められ、全体として0.22に収めていると認識している。

古市三久委員

つまり0.22は、液体廃棄物の排水に起因する実効線量である。地下水バイパスとサブドレンの地下水からくみ上げる汚染水を調整して0.22にしているとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

現在では地下水バイパスとサブドレン等の排水によるものとして0.22と考えている。

古市三久委員

等と発言があったが、等には何が含まれるのか。

原子力安全対策課長

直接排水として出されるものは地下水バイパス、サブドレン、サブドレンの中に海側の護岸からくみ上げた地下水等も含まれており、主に3つを排水量と考えている。

古市三久委員

0.22にはタンクの汚染水は含まれているか。

原子力安全対策課長

現在の考え方では含まれていない。

古市三久委員

これから排出する汚染水を0.22にすることについては、サブドレン、地下水バイパス、タンクの汚染水を合わせて0.22にしなくてはならないとの理解でよいか。

原子力安全対策課長

現時点でトリチウム水の取扱い方針が明確に示されていないため答弁できない。

古市三久委員

課長が分からないのであれば、地下水バイパス、サブドレン、タンクの汚染水全体で0.22以下にしなければならないと原子力規制庁で判断しているのかを確認し、後ほど説明願う。

原子力安全対策課長

トリチウム水、ALPS処理水については、現時点で具体的な処理方法が定まっておらず、規制委員会においても処理方法を確認していないとのことであるため、規制委員会でもなかなか判断できないものと考えている。

古市三久委員

それは課長の考えであるが、私は県として規制庁に確認した上で答弁のようになるのか、それとも私が質問したような内容になるのかを確認したいため、後ほど説明願う。

危機管理部長

答弁のとおり、まだ国としての取扱い方針が決まっていないため、モニタリングの仕方をどのように考えるのかを問い合わせても答えは出てこないと思う。我々としても、現時点で考え方を示されても、もともとの取扱い方針が決まっていないことから判断しかねるため、容赦願う。

古市三久委員

原子力規制庁は、サブドレン、地下水バイパス、汚染水の全部を合わせて0.22になることについてそのとおりだと言っている。規制庁はそうに言っているのだから、聞けばよいのである。今まではそのような話にはならなかったが、この3つを合わせて0.22mSv/年以下にしないと敷地境界の線量である1mSv/年に含まれることになる。そして液体廃棄物は0.22mSv/年に入る問題だと言っている。そのため、排水を海に流す場合、どのように流すか研究しなくてはならないと思う。

例えば、午前中の原子力安全対策課長の答弁は1mSv/年にするためにALPS処理をした、本来であればフィルターを取り替えてきちんとしたレベルにまで下げて処理しなければならなかったが、敷地境界1mSv/年以下にするために急いだため、様々な核種が残ったとのことだった。これは非常に重要な問題である。東京電力は敷地境界1mSv/年にするためにALPSの稼働を優先し、とにかく水を処理してきた。

しかしその結果、多くの核種が残ってしまった。海洋放出する場合はどのようにするのか非常に重要な問題である。

そのため、液体廃棄物を0.22mSv/年にするについて、どのようにしなければならないかとのことになるが、それを確かめたらそれはそのとおりとなった。県はどのような立場で汚染水対策に取り組むのか、賛成なのか反対なのか分からないが、そのようなことを確認の上、県民に知らせなければならないと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

ALPSで処理した水の取扱いについては、やはり現時点で具体的な処分方法が決まっていないため、県としても仮定の話を確認するのは難しいと考えている。

ただ、原子力規制委員会でも、東京電力から具体的な案が示された段階で、敷地境界の線量は現在の液体だけでなく、気体の対策、直接線路対策も含めて総合的に敷地境界1mSv/年が達成できる方法で審査されるものと考えている。

古市三久委員

この0.22mSv/年の問題について、県は調べたくないのであればそれでもよいが、実際、具体的になる可能性がある。先ほどの答弁は東京電力が決めるとのことであったか。

原子力安全対策課長

ALPS処理水の対応方針については国が判断するものと考えている。

古市三久委員

国が判断するのだから、国に求めるべきと思う。そういう意味で、処理水を海洋放出するにはハードルもある。県は最終的にどのような判断をするのか分からないが、自治体や各団体等の意見を聞き、きちんと国に伝えていくべきと思う。宮城県知事は宮城県の漁連の要請を受けて国に伝えるとしている。本県でも国に伝えていくことが必要だと思う。まだ時間はあるため、しっかりと取り組むよう願う。

吉田英策委員

福島第二原子力発電所の使用済核燃料の処理の問題について聞く。

東京電力は福島第二原子力発電所の廃炉費用を約4,100億円と算出しているが、内訳を見ると、建物の解体等で約2,800億円、使用済燃料の処理で約1,300億円とのことである。

ただ、使用済核燃料については東京電力は県外に排出はできないとしており、廃炉完了までに全量を再処理事業者に譲り渡すとしているが、報道では再処理経費を合わせて4,100億円と言っている。私が聞き間違えたのかもしれないが、再処理費用を含めて4,100億円では、再処理までいかないのではないか。再処理するのは六ヶ所村になると思うが、どのよ

うな内容を想定しての廃炉費用なのかを説明願う。

原子力安全対策課長

東京電力の福島第二原子力発電所の直接的な解体費用のほかに、将来国の政策に従って使用済核燃料を再処理するに当たって、あらかじめ積立て制度で確保しておく費用が先ほどの解体費用以外の部分と認識している。

吉田英策委員

そうすると、現時点では再処理までの費用は見込んでいないのか。使用済燃料プールからの取り出しを行い、恐らく乾式キャスク等での仮置きになるかと思うが、その費用との理解でよいか。

原子力安全対策課長

燃料の処理にかかる部分については、あくまでも再処理事業者における再処理にかかる部分と考えており、燃料の取り出しにかかる部分については東京電力が示している金額で対応できると考えている。また、今計画されている乾式貯蔵については、また別途であると考えている。

吉田英策委員

2,800億円と1,300億円との数字が出ているが、1,300億円の使用済燃料の経費は処理費用まで含めた金額ではないとの認識でよいか。

原子力安全対策課長

使用済燃料の再処理を行うための費用として、金額は出ないが、その分を見込んでいます。

古市三久委員

新型コロナウイルス感染症について、危機管理部は対策本部に入って様々な対応をしてきたと思うが、危機管理部の役割にはどのようなものがあるか。

危機管理課長

対策本部事務局内に指定職員として指名されており、私と主幹は総括班に入っている。医療対策班に消防保安課主幹が担当として入っており、ほかにも職員が何名か動員されている。

その中で、今年度4月以降、特に緊急事態宣言の対応で、総括班の中でも特にチームの形で位置づけられ、政策監、最終的には部長も含めてその分を担う形で、メッセージや対応方針等、本部の中の危機管理部との位置づけで対応してきた。

古市三久委員

昨日質問したところ、対策本部は保健福祉部が中心になっているとのことで、自然災害等のときには危機管理部がそのような対応をするのだろうと思う。今の課長答弁は一般的な話だと思うが、新型コロナウイルス感染症については、これからどのように状況が変化していくのか不透明なところがたくさんある。東京などは、約2週間前の数が今出てきていると言われているが、これからも増加していく可能性がある。本県の危機管理との意味では、危機管理部の果たす役割も非常に重要だと思う。

この対策本部がどのようになっているのかよく分からないが、事務局長が保健福祉部長で、それに基づいて様々な会議があるようである。危機管理部というと本県の危機管理を全てやるような感じがある。新型コロナウイルス感染症も危機管理であるから、この感染症に対して危機管理部としてどのように認識して対策を講じていくのか、しっかりと取り組まなければならない部局だと思うため、自然災害だけでなく、こうした災害についても機敏に対応し、県民の安全・安心、健康を守る役割を果たすよう願う。今回が第一波なのかは分からないが、危機管理部でもしっかりと検証し、反省点や課題などを仕分けして取り組むよう願う。要望とする。

吉田英策委員

避難所の確保について聞く。

3密（密閉空間、密集場所、密接場面）を避けるために可能な限り多くの避難所を確保するよう、市町村に要請しているとのことである。当然必要なことである。現状ではどの程度確保できているのか。不足しているのであれば、どこまで

確保を要請するのか全体像を説明願う。

災害対策課長

委員指摘のとおり、できる限りの避難所を確保するよう市町村に要請しているが、数はまだ確認できていない。

一方、5月臨時会で認められた予算の中で、旅館ホテルの確保について現在市町村で対応を進めており、既に地元の旅館組合と協定を結んでいるのが2村、協議中が23市町村、協議を進めるべく準備をしているのが10市町村、協議が進んでないところはあるが、おおむね準備が進められていると認識している。

吉田英策委員

学校や体育館を使う避難所も増やさなければならぬと思うが、これがまだ市町村では確認されていないとのことである。旅館やホテルについても説明のあった数字で、増やすのはなかなか難しいとのことであるが、今、梅雨の時期であり、いついかなるときに災害が起きるか分からない。さらに新型コロナウイルス感染症も感染拡大の方向にあり、避難地の確保は喫緊の課題であるため、ぜひ確保するよう願う。要望とする。

## ( 7月 3日 (金) 出納局)

鈴木優樹委員

今日の新聞に三菱UFJ銀行が自治体の公金管理を打ち切るとの記事があったが、県や県内市町村でそのような話はあるか。

出納総務課長

今のところ県内においてそのような動きは把握していない。

鈴木優樹委員

県としては、指定金融機関に負担金等を支払っているのか。

出納総務課長

公金収納と支払いに関する手数料を一括して支払っている。

橋本徹委員

会計管理者説明要旨に新型コロナウイルス感染症を機として非対面や非接触の視点が重要とある。クレジットカードで自動車税の納付ができるが、手数料がかかると伸び悩むのではないかと感じる。その点についてどのように考えているか。

また、コンビニエンスストアで納付する場合、コンビニエンスストアに手数料を支払っていると聞いたため、それがどのくらいの金額かを聞く。所管が違うかもしれないが、分かる範囲で答弁願う。

出納総務課長

総務部で税収納を行っているため実際の手数料等の詳細は承知していないが、在り方検討会で総務部から確認したことによれば、コンビニエンスストアでの収納は4割を超えており、クレジットカード決済はまだ3.5%程度とのことである。

また、今年度からはスマートフォンによるQRコード決済を可能としたところであるが、これについての集計はまだ取っていないとのことである。

橋本徹委員

要望であるが、様々な電子決済のシステムが日進月歩で進んでいくと思うため、県民から手数料を取らずにできる方法がないかを一緒に考えていきたい。よろしく願う。